

償却資産の申告はお早目に

償却資産所有者は毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただき、これを基に評価し、決定します。

◎償却資産とは

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方が、その事業のために用いることができ、機械、器具、備品等をいいます。

- ① 構築物（ハウスなど）
- ② 機械及び装置（旋盤、ポンプ、乾燥機、田植機など）
- ③ 工具、器具、備品（測定工具、机、椅子など）

などの事業所資産です。

また、耐用年数1年未満又は取得価格20万円（平成元年3月31日以前に取得したものについては10万円）未満の償却資産は原則として課税対象となりません。なお、自動車、原動機付自転車のように自動



車の課税対象となるものは、償却資産の範囲から除かれません。

▼問い合わせ

税務課資産税係 内線144

コンピュータにより 早くなる作成時間

1月8日から、住民票、印鑑証明等の発行がコンピュータにより行われます。スピーディーな処理で住民サービスにつとめます。

1月31日は
国民健康保険税 7期分
国民年金 1月分
の納期です。

国際結婚・こんな点がかかります

1 協議離婚が可能に

＜不平等撤廃へ法例改正＞

国境を越えてめでたくゴールインしたものの、夫婦仲がうまくいかず、結局は離婚ということもないではありません。その場合、離婚については、これまで「夫」の本国法によるものとされてきました。例えば、日本人女性と外国人男性のカップルの場合、外国人男性の本国法によっては離婚できないケースもあったわけです。

世界農林センサスに

ご協力下さい

平成2年2月1日現在で、全国の農家、林家などを対象に行います。

調査の結果は、農林業施策推進などの基礎資料として広く利用されます。調査員がお

2 親権者も平等に

さて、離婚したはいいが、子供をどちらが養育するか、つまり親権者についてはどうでしょうか。

これまででは原則として「父」の本国法が適用されました。このため、父が外国人で母が日本人の場合、外国法によつては、日本人の母が親権者になることができない場合があ

3 養子縁組はより簡単に

このほか、国際養子縁組についても、これまででは養親、養子の本国法が複雑にからみ、養子縁組の成立を難しくしていました。したが、改正により養親の本国法に一本化され、分かりやすく、また、簡単になりました。

伺いして、経営状況などをおたずねしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査した事項は、統計を作成するためだけに使われるもので、その他の目的に使うことは固く禁じられています。

▼問い合わせ

企画財政課企画係 内線124

りました。

ところが改正によつて、「子の本国法」が適用されることとなり、日本人の子については、日本の法律が適用されることになりました。

この結果、親権者は話し合いで決めるか、裁判で争うこともでき、日本人の母親が子を手元において、育てることも可能になります。